

# 第1章 計画の策定にあたって



# 第1節 計画策定の背景

2000年(平成12年)4月に始まった介護保険制度は、2020年(令和2年)には21年目を迎え、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきました。

本市においては、2000年(平成12年)4月1日の総人口に占める高齢者の割合は、13.1%でしたが、その後、高齢者人口は増加を続け、2020年(令和2年)4月1日には、28.8%となっています。また、今後の推計では、本市の高齢化率は団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)には30%を超える見込みです。

このような状況は、国との比較では、ほぼ同水準で推移していますが、埼玉県との比較では、本市の高齢化率が上回っており、今後さらなる高齢化が進行していくことが見込まれています。

こうした社会情勢を踏まえ、第5期計画<2012年(平成24年)度~2014年(平成26年)度>からは、地域包括ケアシステムの理念が掲げられ、第6期計画<2015年(平成27年)度~2017年(平成29年)度>からは、市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(令和7年)までの各計画期間を通じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築していくこととされました。

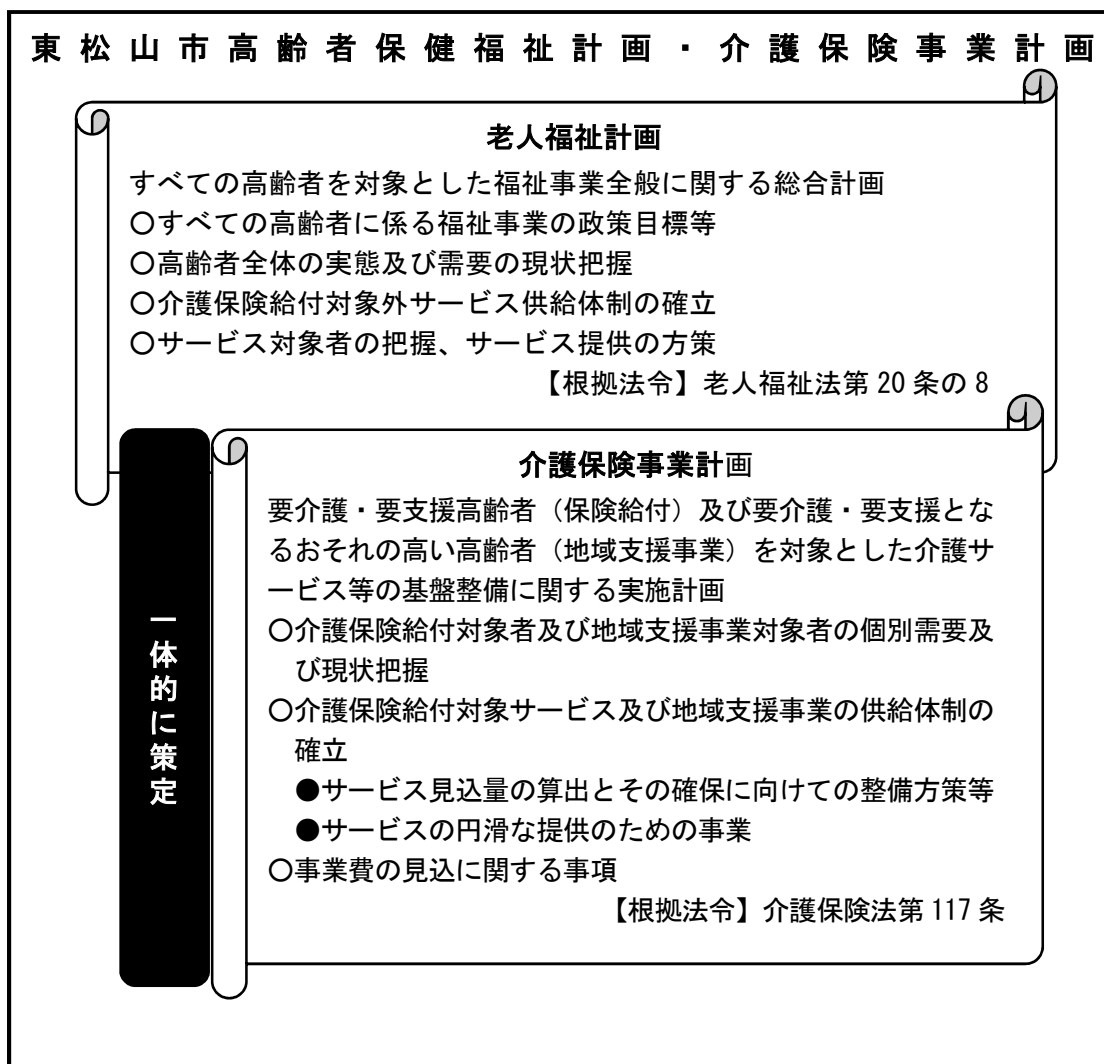
第8期計画<2021年(令和3年)度~2023年(令和5年)度>では、第7期計画に位置づけた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を評価・検証するとともに、2025年(令和7年)を目途に本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの実現を、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)も念頭に入れながら、引き続き、進めていくこととします。



資料:厚生労働省の図を加工

## 第2節 計画の位置づけ

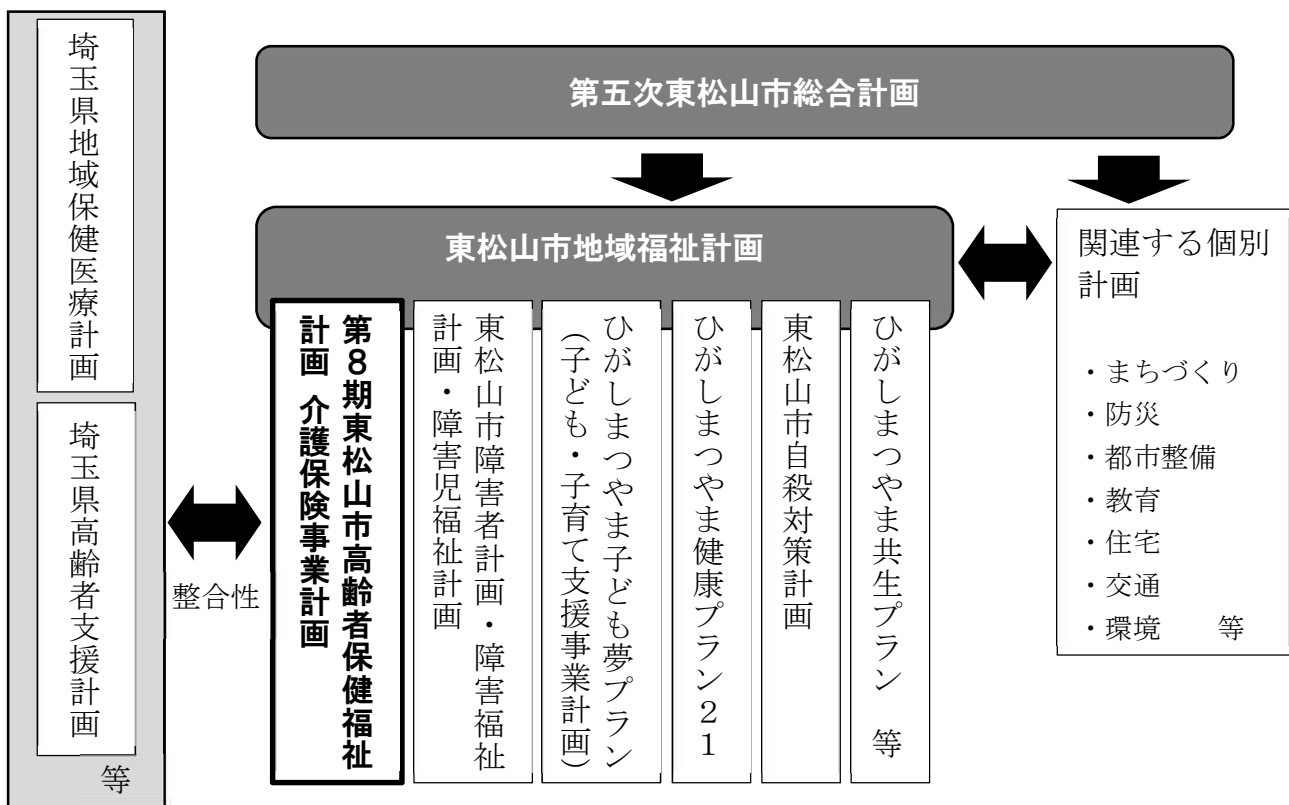
この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定しています。



この計画は、本市全体の指針となる「第五次東松山市総合計画」を上位計画とします。令和2年度に策定された後期基本計画では、持続可能な開発目標 SDGs (注1) のまちづくりの視点に取り組むとともに、本市が重点的に取り組むべき課題として、前期基本計画のリーディングプロジェクトに掲げられた「観光振興・産業振興・子育て支援」に加え、「防災・減災の推進」、「地域福祉の充実」が位置づけられました。高齢者の「楽しみたい 働きたい 貢献したい」という思いの実現を支援するため、「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」(注2) を全庁的に展開していきます。

また、2017年(平成29年)4月の改正社会福祉法により、「地域福祉計画」が、福祉分野における上位計画として位置づけられていることから、本計画は、地域福祉計画と調和が保たれたものとなります。

加えて、この計画は「埼玉県高齢者支援計画」「埼玉県地域保健医療計画」等の埼玉県の計画との整合性も図り策定しています。



(注1) 持続可能な開発目標 SDGsとは、2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年(令和12年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

(注2) この計画で「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」に該当する事業には、



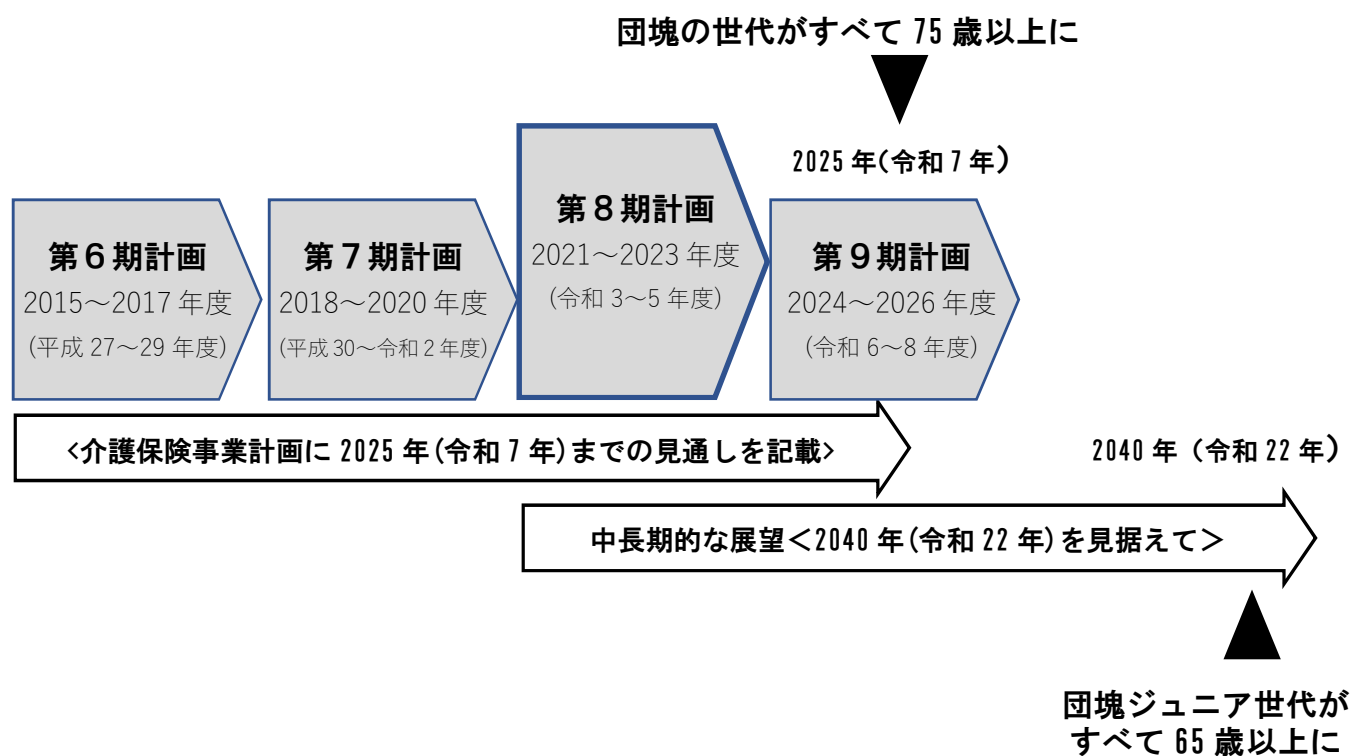
マークをつけています。

## 第3節 計画の期間

### 3-1 計画の期間

基本指針（注）では、第6期計画以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年（令和7年）までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。また、第8期計画では、2025年（令和7年）を見据えるとともに、その先の現役世代が急減するとされる2040年（令和22年）も念頭に入れて、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に捉えていくことが求められています。

第8期計画の計画期間は、介護保険法に基づき、3年を1期とするため、2021年（令和3年）度から2023年（令和5年）度までの3年間とします。また、計画の最終年度である2023年（令和5年）度には計画を見直し、第9期計画の策定を行います。



（注）介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされている。

## 第4節 介護保険制度改革のポイント

---

### 4-1 第8期介護保険制度見直しのポイント

---

国は介護保険制度改革の目指す方向「地域共生社会の実現と2040年への備え」に向けて、以下の5つの制度改革のポイントを挙げています。

#### (1) 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- ・住民主体の通いの場の取組を一層推進できるよう、一般介護予防事業等を推進
- ・総合事業をより効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
- ・介護支援専門員がその役割を効果的に果たしながら、質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
- ・今後、増加するニーズに対応すべく、地域包括支援センターの機能や体制を強化

#### (2) 保険者機能の強化（地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

- ・保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、PDCAプロセスにより実施状況を検証して取組内容を改善
- ・介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、保険者機能強化推進交付金を抜本的に強化
- ・後期高齢者の加入割合の違いに係る調整交付金を精緻化
- ・介護関連データ（介護保険レセプト情報等）の利活用の推進に向けた環境を整備

#### (3) 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

- ・地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与の強化、自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及等
- ・医療と介護の連携では、地域の実情に応じた取組の充実のために、在宅医療・介護連携推進事業の体系見直し
- ・介護医療院への円滑な移行を促進

#### (4) 認知症施策の総合的な推進

- ・認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

### (5) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- ・新規人材の確保・離職の防止の双方の観点から、総合的な人材確保対策の推進
- ・人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業計画に基づく取組の推進
- ・給付と負担の在り方など

資料：「介護保険制度の見直しに関する意見」社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）

---

## 4-2 国の基本指針

---

介護保険制度の見直しを受けて、国は基本指針において第8期計画では以下の7つの項目について記載内容を充実するよう示しています。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

資料：社会保障審議会介護保険部会（91回）参考資料2-1（令和2年7月27日）





## 第5節 計画の策定体制

### 5-1 会議体での検討

本計画策定にあたっては、学識経験者、被保険者代表、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する東松山市介護保険運営協議会において計画策定を進めました。

### 5-2 各種調査の実施

第8期計画策定に向けた基礎資料として、次の4つの調査を実施しました。

調査の種類	調査対象	主な視点	配付数	回収数 (回収率)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の要介護1～5以外の65歳以上の方	・リスクの発生状況の把握 ・社会資源等の把握 ・認知症に係る相談窓口の認知度の把握 等	2,000人 (無作為)	1,541人 (77.1%)
在宅介護実態調査	市内在住で要支援又は要介護の認定を受けている方	・要介護者の在宅生活の継続 ・介護者の就労継続 等	1,200人 (無作為)	786人 (65.5%)
介護サービス事業所調査	市内の介護保険サービス提供事業所	・事業経営・人材確保 ・サービスの質の向上 等	103件	85件 (82.5%)
介護支援専門員調査	居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所に従事する介護支援専門員	・社会資源の現状 ・質の向上 ・医療との連携 ・認知症対応 等	87人	75人 (86.2%)

### 5-3 パブリック・コメントの実施

パブリック・コメントを実施し、幅広く市民の意見や提言を求めました。

